

長野市戸隠・鬼無里情報通信施設管理運営協議会要綱

(設置)

第1 長野市地域情報通信施設の設置及び管理に関する条例（平成16年長野市条例第102号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、長野市戸隠情報通信施設及び長野市鬼無里情報通信施設（以下「情報施設」と総称する。）の業務運営の適正化を図るため、長野市戸隠・鬼無里情報通信施設管理運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2 協議会は、次に掲げる事項を調査し、検討する。

- (1) 情報通信施設の運営状況に関すること。
- (2) 情報通信施設が放送する自主制作番組に関すること。
- (3) 情報通信施設の運営に関し、市長が必要と認める事項。

(組織)

第3 協議会の委員は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間諸団体の代表者
- (3) 市長が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ委員の互選により選出された委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議決は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(放送番組審議機関)

第7 協議会に、情報通信施設の自主制作番組が自主放送番組基準に基づき制作されているか審議するため、放送番組審議機関（以下「審議機関」という。）を置く。

- 2 審議機関の委員は、委員13人以内で組織する。
- 3 審議機関の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第8 協議会の庶務は、戸隠支所が行う。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成18年10月11日告示第 574号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年11月1日から施行する。
(長野市情報通信施設管理運営協議会設置要綱の廃止)
- 2 長野市情報通信施設管理運営協議会設置要綱（平成17年1月1日施行）は、廃止する。

(任期の特例)

- 3 この要綱の規定に基づき最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第4の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則（平成18年12月8日告示第 658号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年1月1日から施行する。
(放送番組審議会設置要綱の廃止)
- 2 放送番組審議会設置要綱（平成17年1月1日施行）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による廃止前の放送番組審議会設置要綱の規定に基づく放送番組審議会の委員に委嘱されている者は、この要綱による改正後の長野市戸隠・鬼無里情報通信施設管理運営協議会要綱の規定に基づく放送番組審議会の委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成20年12月8日告示第 579号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、改正後の長野市戸隠・鬼無里情報通信施設管理運営協議会要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成22年3月10日告示第 102号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第4の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月16日告示第 463号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年8月9日告示第 513号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年8月20日から施行する。